



令和6年度の公的年金額

公的年金額は2.7%引き上げ。マクロ経済スライドを実施

年金額は、物価変動率や名目手取り賃金変動率に応じて、毎年度改定を行う仕組みとなっています。物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、支え手である現役世代の方々の負担能力に応じた給付とする観点から、名目手取り賃金変動率を用いて改定することが法律で定められています。

このため、令和6年度の年金額は、名目手取り賃金変動率（3.1%）を用いて改定します。また、令和6年度のマクロ経済スライド^{※1}による調整（▲0.4%）が行われます。

よって、令和6年度の年金額の改定率は、2.7%となります。

令和6年度の 年金額の例

- 厚生年金 … 月額23万483円^{※2}（+6,001円）
〔夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額〕
- 国民年金 … 月額6万8,000円^{※3}（+1,750円）
〔老齢基礎年金（満額）：1人分〕

▶令和6年度の参考指標

- 物価変動率……………3.2%
- 名目手取り賃金変動率……………3.1%
- マクロ経済スライドによるスライド調整率……………▲0.4%

※1 マクロ経済スライドとは、公的年金被保険者の変動と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率が設定され、その分を賃金・物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するものです。

※2 平均的な収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）43.9万円）で40年間就業した場合に受け取り始める年金（老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金（満額））の給付水準です。

※3 昭和31年4月1日以前生まれの方の老齢基礎年金（満額1人分）は、月額67,808円（対前年比+1,758円）です。



令和6年度の

在職老齢年金の支給停止調整額は50万円に

年金を受給しながら働いて賃金を得ている人は、賃金と年金の合計額によっては、年金額が調整されます。令和6年度の在職老齢年金の支給停止調整額は、50万円に改定されます。

	令和5年度	令和6年度
支給停止調整額	48万円	50万円



組合員の皆様へ

5月下旬に「給付算定基礎額残高通知書」が 全国市町村職員共済組合連合会から送付されます



「給付算定基礎額残高通知書」は、平成27年10月から令和6年3月までの組合員期間に積み立てた、将来の退職等年金給付（年金払い退職給付）の原資となる「給付算定基礎額」に関する情報をお知らせするものです。



「給付算定基礎額残高通知書」の見方や、退職等年金給付（年金払い退職給付）制度の概要、給付の計算方法等についての詳細は、下記の全国市町村職員共済組合連合会ホームページをご覧ください。

全国市町村職員共済組合連合会ホームページ <https://ssl.shichousonren.or.jp/>